

利害関係を有する者からの生活環境の保全上の見地からの意見の概要

1 意見書の提出状況

意見書の提出は、1通（意見の総数は2件）であった。

2 意見の概要

No.	意見の概要
1	<p><u>本件産廃最終処分場に搬入する石炭灰のウラン、トリウム濃度の監視を行うよう求める。</u></p> <p>本件産廃最終処分場には、申請者・中部電力株式会社の碧南火力発電所から発生する石炭灰を埋め立てると聞いている。</p> <p>石炭灰は、国が定める「ウラン・トリウムガイドライン」の対象の「指定原材料」である。</p> <p>申請者は本件産廃最終処分場に隣接する武豊石炭火力発電所建設の環境影響評価において、石炭灰のウラン・トリウムを評価の対象とすべきとする意見に対し、平成15年7月24日の文部科学省放射線審議会第15回基本部会の資料に示された石炭灰の放射能濃度を「クリンカ ウラン 238 0.097Bq/g、トリウム 232 0.072Bq/g」「フライアッシュ ウラン 238 0.095Bq/g、トリウム 232 0.091Bq/g」と取り上げて、「石炭灰は本ガイドラインで指定する原材料等に該当するものの、過去の調査結果から石炭灰の放射能濃度は1Bq/g未滿と考えられることから、ガイドラインの対象外との判断をしています。（武豊火力発電所リプレース計画 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解 平成27年12月 中部電力株式会社）」としている。しかし、石炭灰はガイドラインの対象であり、1Bq/gを超えないよう監視・管理を求められている。</p> <p>石炭灰に含まれるウラン、トリウムの濃度には石炭鉱石の産地によってかなりばらつきが大きいことはわかっており、放射線医学総合研究所の自然起源放射性物質データベースから石炭灰を参照すると、ウラン 238 系列では、最小値 11Bq/kg (0.011Bq/g)、最大値 2100Bq/kg (2.1Bq/g) で平均値は 190Bq/kg (0.19Bq/g)、トリウム系列では、最小値 6Bq/kg (0.006Bq/g)、最大値 200Bq/kg (0.2Bq/g) で平均値は 74Bq/kg (0.074Bq/g) とある。</p> <p>申請者は前述の「武豊火力発電所リプレース計画 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解」において、「碧南火力発電所の石炭灰について、ウラン、トリウムの放射能濃度が上述参考の濃度と同等以下であることを確認しています。また、碧南火力発電所では、新規銘柄の石炭受入の都度、石炭に含有するウラン、トリウムを対象に適切な管理を行っています。」としているが、具体的な数値等については説明していない。石炭灰のウラン、トリウムの濃度を監視・管理することが求められているのであるから、その測定結果を示して説明すべきである。</p> <p>そして、最終処分場に搬入される石炭灰がウラン・トリウムガイドラインを超過す</p>

	<p>ることがないよう、監視・管理を行うべきである。また、それを愛知県がチェックすべきである。</p> <p>同じくウラン、トリウムが含まれるチタン鉱石汚泥の最終処分では、国が示す基準値を超過したものが処分され、問題が発覚した後も撤去もされずに終わったケースがある。</p> <p>酸化チタン製造で膨大な量のチタン鉱石汚泥を排出している石原産業株式会社が「チタン鉱石問題に対する対応方針」（1991.6.6 科学技術庁、厚生省、通商産業省、労働省）が定める $0.14 \mu\text{Gy/h}$ を超えた線量のチタン鉱石汚泥を、線量記録を改ざんして最終処分場に搬入していたことが2008年に発覚した。当時、三重県は、廃棄物処理法に基づく撤去命令が出せないとし、環境省は放射性物質だから自らに監督権限がない、文科省は廃棄物だからうちではないなど、関係省庁はそれぞれ責任をなすりつけあい、結局、不法投棄された処分場にそのままにするための「安全」を三重県が評価し、それに文科省が助言をするという全く理不尽な形で終わっている。</p> <p>このようなことが起こらないよう、申請者は本件最終処分場に搬入する石炭灰のウラン、トリウム濃度の測定記録の公表を行い、愛知県は事前通告なく立ち入りを実施してその石炭灰の濃度のチェックを行うよう強く求める。</p>
2	<p><u>本件申請書の1-(5)-4-3「表-2放流水質の設定」の項目に、ウランを加えるよう求める。</u></p> <p>特にウランについては、環境省が水質の「要監視項目」に入れており、指針値は公共用水域、地下水ともに 0.002mg/L 以下とされている。また、水道法上も「水質管理目標設定項目」にウラン及びその化合物が設定されている。こちらも目標値は 0.002mg/L とされている。</p> <p>愛知県衛生研究所の「衛研技術情報 2006年 VOL.30 NO.2 水道水中のウラン」によると、ウランの性質として、「6価が最も安定で、4価が安定である。4価の酸化ウラン (UO_2) は水やアルカリに難溶性であるが、容易に酸化されて6価に変わり、6価はウラニルイオン (UO_2^{2+}) として水やアルカリに溶解性が高い。」と解説されている。また、ウラン濃度の 0.002mg/L は 50mBq/L に相当とのことである。</p> <p>先に述べた石原産業株式会社が線量超過チタン鉱石を搬入していた最終処分場の一つは本件と同じく海面埋め立ての最終処分場である。添付資料は同社が日本分析センターに委託した分析結果を三重県に提出した文書から抜粋したものである。小山最終処分場は内陸であるが、三田最終処分場は同社四日市工場の目の前の海に隣接する海面埋め立ての最終処分場である。浸出水A、処理水Aが小山最終処分場、原水C、処理水Cが三田最終処分場である。どちらの最終処分場も埋め立てられた廃棄物のほとんどが同社からのチタン鉱石汚泥であるが、三田最終処分場の方が原水や処理水のウラン濃度が高いのは、海水にさらされていることや弱アルカリ性の海水にウランが溶けやすいためではないかとみられる。</p> <p>これらのことから、放流水質の監視においては、その項目にウランを加えるよう強く求める。</p>